

薬生食輸発0315第2号
令和3年3月15日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和2年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産脱脂大豆のアフラトキシン、タイ産オオバコエンドロのクロルピリホス、シペルメトリン及びプロフェノホス、台湾産バナナのピラクロストロビン並びにペルー産カカオ豆の2,4-D)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和3年3月5日付け薬生食輸発0305第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産脱脂大豆のアフラトキシンについて、検査命令を解除したことから、令和2年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、モニタリング通知の別表第2に下記を追加する。

また、タイ産オオバコエンドロ及び台湾産バナナの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第13条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、タイ産オオバコエンドロのシペルメトリン及びプロフェノホス並びに台湾産バナナのピラクロストロビンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

さらに、タイ産オオバコエンドロのクロルピリホスについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2から削除し、過去1年間の検査実績を踏まえ、ペルー産カカオ豆の2,4-Dについてモニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和3年 3月15日	インド	脱脂大豆	アフラトキシン	
	タイ	オオバコエンドロ 及びその加工品(簡 易な加工に限る。)	残留農薬(シベル メトリン)	TROPICAL GREEN CO.,LTD.
			残留農薬(プロフ ェノホス)	TROPICAL GREEN CO.,LTD.
	台湾	バナナ及びその加 工品(簡易な加工に 限る。)	残留農薬(ピラク ロストロビン)	HUNG YUN FOOD CO.,LTD.